

社会福祉士養成課程における教育内容等の 見直しについて

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（概要）

総論

平成30年3月27日 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

- 社会福祉士は、高齢者支援、障害児者支援、子ども・子育て支援、生活困窮者支援等の幅広い分野で活用されている。また、社会保障分野のみならず、教育や司法などの分野においてもその活用が期待されている。
 - ※ 社会福祉士の就労先は、高齢者福祉関係:43.7%、障害福祉関係:17.3%、医療関係:14.7%、地域福祉関係:7.4%、児童・母子福祉関係:4.8%となっている。
 - ※ スクールソーシャルワーカーの約半数が社会福祉士の有資格者であり、矯正施設においても社会福祉士の配置が増えてきている。
- 少子高齢化の進展など、社会経済状況の変化によるニーズの多様化・複雑化に伴い、既存の制度では対応が難しい様々な課題が顕在化してきている。また、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指しており、社会福祉士には、ソーシャルワークの機能を発揮し、制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発といった役割を担うことができる実践能力を身につけることが求められている。
- 地域共生社会の実現に向けた各地の取組には、社会福祉士が中心となり、地域住民等と協働して地域のニーズを把握し、多職種・多機関との連携を図りながら問題解決に取り組んでいる事例などがある。地域の様々な主体と連携した取組が必要となる中で、社会福祉士には、地域住民の活動支援や関係者との連絡調整などの役割を果たすことが求められている。

各論

社会福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直し

- 複合化・複雑化した個人や世帯への対応のほか、地域共生社会の実現に向け、ソーシャルワークの機能を発揮できる社会福祉士を養成するため、養成カリキュラムの内容や実習及び演習を充実。

地域全体での社会福祉士育成のための取組の推進

- 職能団体や養成団体だけでなく、行政や地域住民等の地域の様々な関係者とともに連携・協働して、学び合いや活動の機会を設けることにより、地域でソーシャルワークの機能が発揮される取組を推進。

社会福祉士の役割等に関する理解の促進

- 社会福祉士による地域共生社会の実現に向けた活動状況等を把握し、社会福祉士が果たしている役割や成果の「見える化」を図り、国民や関係者の理解を促進。

社会福祉士養成課程の教育内容等の見直し（概要）

見直しの背景

- 平成30年3月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（以下「報告書」という。）」を踏まえ、今後、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するため、ソーシャルワークの専門職としての役割を担って行ける実践能力を有する社会福祉士を養成する必要があることから、教育内容等を見直すため、各分野の専門有識者及び実践者からなる「作業チーム」を設置。

「報告書」抜粋

- 地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するためには、これらのソーシャルワーク機能(※1)の発揮が必要であり、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士が、その役割を担っていけるような実践能力を習得する必要があることから、現行のカリキュラムを見直し、内容の充実を図っていく必要がある。

※1 これらのソーシャルワーク機能

- 複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能
- 地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能

- 社会福祉士の実践能力を高めていくためには、カリキュラムの見直しの中で、実践能力を養うための機会である実習や演習を充実させるとともに、教員が新カリキュラムを展開していくための研修や教員・実習指導者の要件等について検討する必要がある。

見直しの方向性

- 「報告書」及び平成19年度カリキュラム改正以降の社会状況の変化や法制度の創設等を踏まえ、ソーシャルワーク機能を発揮できる実践能力の習得が図られるよう、以下の点について、教育内容の見直しを行った。
 - 1 養成カリキュラムの内容の充実
 - 2 実習及び演習の充実
 - 3 実習施設の範囲の見直し 等

教育内容の見直しのスケジュール

- 2019(令和元)年度から周知を行う。2021(令和3)年度より順次導入を想定。

社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しに関する作業チーム

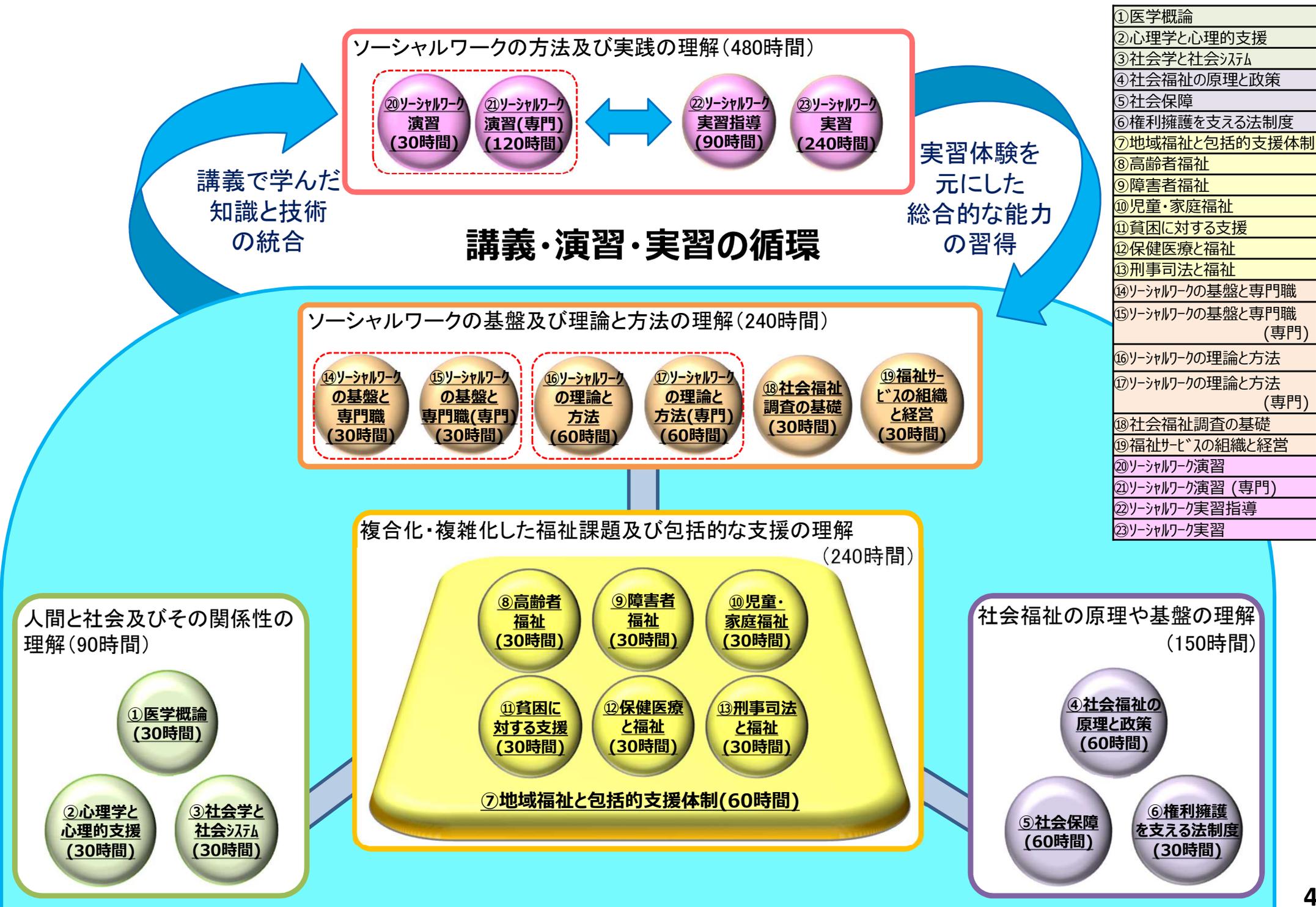
【 委員 】

	氏名	所属・役職等
1	伊藤 新一郎	北星学園大学社会福祉学部福祉計画学科 准教授
2	岡田 まり	立命館大学産業社会学部現代社会学科 教授
3	柏木 一恵	公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長
4	菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授
5	空閑 浩人	同志社大学社会学部社会福祉学科 教授
6	島崎 義弘	社会福祉法人今治市社会福祉協議会地域福祉課 課長
7	志水 幸	北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科 教授
8	○白澤 政和	一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長
9	新保 美香	明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授
10	鶴岡 浩樹	日本社会事業大学大学院 教授
11	西島 善久	公益社団法人日本社会福祉士会 会長
12	原田 正樹	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 教授
13	山下 浩紀	日本医療大学生涯学習センター通信教育事業課 課長
14	山本 克彦	日本福祉大学福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科(通信教育) 准教授
15	湯川 智美	全国社会福祉法人経営者協議会制度・政策委員会 福祉人材対策特命チームリーダー
16	渡辺 裕一	武蔵野大学人間科学部社会福祉学科 教授

敬称略、五十音順、○=委員長

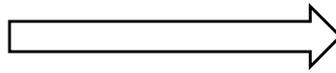
【 作業チーム 】

開催日		検討事項等
第1回	平成30年 8月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直し」の進め方及び今後の方向性について ・ 科目別の論点整理 ・ 見直し内容の検討
第2回	8月 2日	
第3回	8月17日	
第4回	8月29日	
第5回	10月 3日	
第6回	10月15日	
第7回	11月 5日	
第8回	平成31年 2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正カリキュラム(案)の検討
第9回	3月27日	
平成31年4月～ 令和元年6月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉士カリキュラム改正内容との調整



社会福祉士養成課程の教育内容の見直し 【新旧対照表】

【現行】 一般養成 22科目、1,200時間
短期養成 6科目、660時間



【見直し後】 一般養成 23科目、1,200時間
短期養成 7科目、690時間

社会福祉士養成科目【現行】	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等	
			指定科目	基礎科目
①人体の構造と機能及び疾病	30		○	○
②心理学理論と心理的支援	30		○	○
③社会理論と社会システム	30		○	○
④現代社会と福祉	60	60	○	
⑤社会調査の基礎	30		○	○
⑥相談援助の基盤と専門職	60		○	○
⑦相談援助の理論と方法	120	120	○	
⑧地域福祉の理論と方法	60	60	○	
⑨福祉行財政と福祉計画	30		○	○
⑩福祉サービスの組織と経営	30		○	○
⑪社会保障	60		○	○
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	60		○	○
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		○	○
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30		○	○
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	30		○	○
⑯保健医療サービス	30		○	○
⑰就労支援サービス	15		○	○
⑱権利擁護と成年後見制度	30		○	○
⑲更生保護制度	15		○	○
⑳相談援助演習	150	150	○	
㉑相談援助実習指導	90	90	○	
㉒相談援助実習	180	180	○	
合計	1,200	660	22科目	16科目

大学等においては3科目のうち1科目を履修

大学等においては3科目のうち1科目を履修

社会福祉士養成科目【見直し後】	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等	
			指定科目	基礎科目
①医学概論	30		○	○
②心理学と心理的支援	30		○	○
③社会学と社会システム	30		○	○
④社会福祉の原理と政策	60	60	○	
⑤社会福祉調査の基礎	30		○	○
⑥ソーシャルワークの基盤と専門職	30		○	○
⑦ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	30		○	○
⑧ソーシャルワークの理論と方法	60	60	○	
⑨ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60	60	○	
⑩地域福祉と包括的支援体制	60	60	○	
⑪福祉サービスの組織と経営	30		○	○
⑫社会保障	60		○	○
⑬高齢者福祉	30		○	○
⑭障害者福祉	30		○	○
⑮児童・家庭福祉	30		○	○
⑯貧困に対する支援	30		○	○
⑰保健医療と福祉	30		○	○
⑱権利擁護を支える法制度	30		○	○
⑲刑事司法と福祉	30		○	○
㉑ソーシャルワーク演習	30		○	○
㉒ソーシャルワーク演習(専門)	120	120	○	
㉓ソーシャルワーク実習指導	90	90	○	
㉔ソーシャルワーク実習	240	240	○	
合計	1,200	690	23科目	16科目

大学等においても、全ての科目の履修を必修化

※科目の見直しについては、代表的なもののみ掲載。

社会福祉士養成課程の教育内容等の見直し（主な事項）

1 養成カリキュラムの内容の充実

○ 地域共生社会に関する科目の創設【地域福祉と包括的支援体制(60時間)】

⇒ 地域共生社会の実現に向けて求められる社会福祉士が担うべき役割を理解し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の仕組み等の知識を習得するための科目として「地域福祉と包括的支援体制」を創設する。

※現行の「地域福祉の理論と方法」と「福祉行財政と福祉計画」を基礎として教育内容を見直し。

○ ソーシャルワーク機能を学ぶ科目の再構築

⇒ ソーシャルワーク機能の実践能力を有する社会福祉士を養成するため、「講義－演習－実習」の学習循環を作るとともに、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士と精神保健福祉士の養成課程において共通して学ぶべき内容(共通科目)と、社会福祉士として専門的に学ぶべき内容が明確になるよう、科目を再構築する。

実習演習科目のうち、共通科目となる「ソーシャルワーク演習」については、精神保健福祉士養成課程との合同授業を可能とする。

※講義の科目については、既に合同授業は認められている。

現行の科目	時間数		見直し後の科目	時間数
⑥相談援助の基盤と専門職	60	→	⑥ソーシャルワークの基盤と専門職	30
			⑦ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	30
⑦相談援助の理論と方法	120	→	⑧ソーシャルワークの理論と方法	60
			⑨ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60
⑳相談援助演習	150	→	㉑ソーシャルワーク演習	30
			㉒ソーシャルワーク演習(専門)	120
㉓相談援助実習	180	→	㉔ソーシャルワーク実習	240

※共通科目
 ⑥ソーシャルワークの基盤と専門職
 ⑧ソーシャルワークの理論と方法
 ㉑ソーシャルワーク演習

○ 司法領域に関する教育内容の見直し及び時間数の拡充【刑事司法と福祉(30時間)】

⇒ 司法と福祉の更なる連携を促進し、司法領域において社会福祉士が求められる役割を果たすことができるよう、現行の「更生保護」を基礎として教育内容の見直しを行うとともに、時間数を拡充し、社会福祉士と精神保健福祉士の共通科目として「刑事司法と福祉」を創設する。

現行の科目	時間数		見直し後の科目	時間数
⑱更生保護制度	15	→	⑲刑事司法と福祉	30

1 養成カリキュラムの内容の充実

○ 社会福祉に関する指定科目、基礎科目の必修化

⇒ 社会福祉士として求められる知識等を適切に学ぶ観点から、複数の科目のうち1科目を履修することとしている現行の仕組み(※)を見直し、全ての科目の履修を必修化する。

※大学等においては、

「人体の構造と機能及び疾病」、「心理学理論と心理的支援」、「社会理論と社会システム」のうちの1科目を履修
「就労支援サービス」、「権利擁護と成年後見制度」、「更生保護制度」のうちの1科目を履修

2 実習及び演習の充実

○ ソーシャルワーク機能を学ぶ科目の再構築【ソーシャルワーク演習(30時間)】【ソーシャルワーク演習(専門)(120時間)】(再掲)

⇒ ソーシャルワーク機能の実践能力を有する社会福祉士を養成するため、講義で学習した知識や技術を統合し具体的な事例を用いて実践的に、基礎的なソーシャルワーク機能を習得する演習科目において、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士と精神保健福祉士の養成課程において共通して学ぶべき内容(共通科目)と、社会福祉士として専門的に学ぶべき内容が明確になるよう、科目を再構築する。

実習演習科目のうち、共通科目となる「ソーシャルワーク演習」については、精神保健福祉士養成課程との合同授業を可能とする。

現行の科目	時間数		見直し後の科目	時間数
⑩相談援助演習	150	→	⑩ソーシャルワーク演習	30
			⑪ソーシャルワーク演習(専門)	120

※共通科目

⑩ソーシャルワーク演習

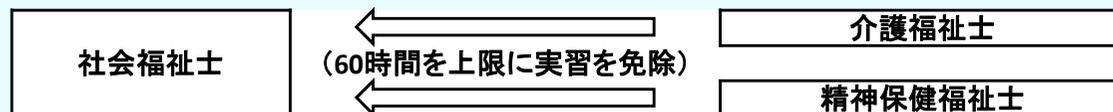
○ ソーシャルワーク機能の実践能力を養う実習時間数の拡充【ソーシャルワーク実習(240時間)】(再掲)

⇒ ソーシャルワーク機能の実践能力を有する社会福祉士を養成するため、施設や事業所等の現場において実践能力を養う実習科目において、地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働、社会資源の開発等の実態を学ぶことが出来るよう、実習の時間数を拡充し、2以上の実習施設で実習を行うこととする。

現行の科目	時間数		見直し後の科目	時間数
⑫相談援助実習	180	→	⑬ソーシャルワーク実習	240

○ 実習時間の免除の実施

⇒ 福祉の専門職である介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者(履修中の者を含む)が、社会福祉士の養成課程において実習を行う場合、社会福祉士の資格を取得することを希望する者の負担の軽減を図るため、60時間を上限に実習を免除する。



※社会福祉士の資格を有する者が、介護福祉士又は精神保健福祉士の取得を希望する場合は、既に実習時間の免除が行われている。

3 実習施設の範囲の見直し

○ 実習施設の範囲の拡充

⇒ 実習を行う施設について、社会福祉士国家試験の受験資格に係る実務経験として認められる施設等の範囲と同等にするとともに、法人が独自に実施する事業等の場においても実習を行うことで地域における多様な福祉ニーズを学べるよう、実習施設の範囲を拡充する。

【新たに実習施設の範囲に含まれる施設等の例】

都道府県社会福祉協議会、教育機関(スクールソーシャルワーカー)、地域生活定着支援センター 等

4 共通科目の拡充

○ 精神保健福祉士養成課程の教育内容との共通科目の拡充

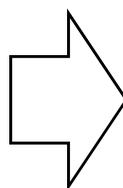
⇒ ソーシャルワークの専門職である社会福祉士と精神保健福祉士の養成課程において、相互に資格を取得することを希望する者の負担の軽減を図るため、それぞれの専門性に留意しつつ、共通となる科目数・時間数を拡充する。

【共通科目の見直し】

現行：11科目、420時間

見直し後：13科目、510時間

現行の共通科目	時間数
①人体の構造と機能及び疾病	30
②心理学理論と心理的支援	30
③社会理論と社会システム	30
④現代社会と福祉	60
⑧地域福祉の理論と方法	60
⑨福祉行財政と福祉計画	30
⑪社会保障	60
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30
⑮低所得者に対する支援と生活保護	30
⑯保健医療サービス	30
⑰権利擁護と成年後見制度	30
合計	420



見直し後の共通科目	時間数
①医学概論	30
②心理学と心理的支援	30
③社会学と社会システム	30
④社会福祉の原理と政策	60
⑦地域福祉と包括的支援体制 (統合)	60
⑤社会保障	60
⑨障害者福祉 (専門科目へ)	30
(専門科目へ)	
⑥権利擁護を支える法制度	30
⑬刑事司法と福祉	30
⑭ソーシャルワークの基盤と専門職	30
⑯ソーシャルワークの理論と方法	60
⑰社会福祉調査の基礎	30
⑳ソーシャルワーク演習	30
合計	510

社会福祉士養成課程の教育内容等の見直しに関するスケジュール

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
社会福祉士国家試験	第32回 (令和2年2月実施)	第33回 (令和3年2月実施)	第34回 (令和4年2月実施)	第35回 (令和5年2月実施)	第36回 (令和6年2月実施)	第37回 (令和7年2月実施)	第38回 (令和8年2月実施)
	従来の教育内容に基づく試験問題					新たな教育内容に基づく試験問題	
福祉系大学等 [4年]			令和3年度 入学者				
			新たな教育内容	→			
福祉系短大等 [3年] + 相談援助実務経験 [1年]	省令等 改正 R2.3.6	周知・準備 期間 (令和元年度 ~2年度)	令和3年度 入学者			相談援助 実務経験	
			新たな教育内容	→		→	
福祉系短大等 [2年] + 相談援助実務経験 [2年]			令和3年度 入学者		相談援助 実務経験		
			新たな教育内容	→		→	
一般養成施設 [1年] (短期一般)						令和6年度 入学者	
						新たな教育内容	→